

東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書

東北地方をはじめとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から既に 2 年半以上が経過しようとしています。震災からの復旧・復興は、わが国が全力を挙げて取り組むべき最大の課題であることは論を待ちません。

また、震災に伴う東京電力福島第一原発事故の発生により、未だに 15 万人近い福島県民の皆さんが住み慣れた自宅を離れ、避難を余儀なくされているという重い現実を忘れることがあってはなりません。まさに、福島再生なくして日本の再生はありません。こうした状況に鑑み、政府は大震災からの復興、福島再生に今後とも全力で取り組むべきであり、特に下記の点に十分に留意した施策の遂行を強く求めるものです。

記

- 1 政府においてはより一層、十分な復興予算を確保し、復興庁を中心に現地の要望に寄り添ったきめ細やかな復興関連諸施策を進めることで、復興を更に加速させること。また、復興予算が被災地以外の事業に流用されないことがないよう留意するとともに、資機材・燃料代の高騰や人材不足によって復興に遅れの出ることがないように、最大限の注意を払うこと。復興特区、復興交付金の積極的な活用などにより、産業の再生、雇用の創出、インフラの早期復旧、町づくりや高台移転などを促進すること。
- 2 事故原発の安全確保にはより一層、万全を期すとともに、除染の徹底、賠償の一層の迅速化、賠償請求期限の延長、住民の生活の再建・安定化を進めること。特に子どもたちへの健康調査を強化徹底し、母子避難者への支援、帰還支援などを進めること。
- 3 被災地の産品に対する風評被害について、政府が各自治体や関連機関と密接に連携をとり、対策には特に万全を期すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 25 年 10 月 16 日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
環境大臣
内閣官房長官
復興大臣

宛